



日本パラグライダー協会

2006 年度

JPA・アキュラシー・ランディング
競技規定

JAL Ver. 1.4

JPA・アキュラシー・ランディング (JAL) 大会規定 2006

目的

日本パラグライダー協会 (JPA) 公認の JPA・アキュラシー・ランディングの目的は、2000 年 CIVL FAI に正式に認められた種目であるこの競技を広めると共に XC 競技だけではなく新たに加えられたカテゴリー競技において着陸精度の技術を競う競技会を行うとともに、飛行技術の向上、ランディング技術の向上、選手同士の友好を深めそれが結果的に安全なパラグライダー技術に繋がることにある。また選手の育成をも目的とする。

1 . 概要	4
1 . 1 参加資格	4
1 . 2 使用グライダー	4
1 . 3 装備	4
1 . 4 保険	4
1 . 5 エントリー方法	4
2 . 大会開催規定	5
2 . 1 大会開催の申請	5
2 . 2 大会期間	5
2 . 3 ローカルルール	5
2 . 4 役員構成	5
3 . 施設に関する規定	5
3 . 1 テイクオフ	5
3 . 2 ランディング	5
4 . 大会競技規定	6
4 . 1 チーム編成	6
4 . 2 有効フライト	6
4 . 3 フライトの順	6
4 . 4 ゼッケン	6
4 . 5 審判の信号	6
4 . 6 ウィンドダミー	6
4 . 7 テイクオフ	6

4 . 8	選手間の距離	7
4 . 9	ファイナルアプローチ	7
4 . 1 0	リ・スタート.....	7
4 . 1 1	競技の中止	7
4 . 1 2	スコアリング.....	7
4 . 1 3	結果の掲示	8
4 . 1 4	不服申立て(コンプレイン)	8
4 . 1 5	ペナルティーおよび失格.....	8
4 . 1 6	抗議(プロテスト).....	9

1. 概要

JPA・アキュラシー・ランディング（JAL）の競技規定は、FAI Sporting CordのGeneral section、Section7そしてJPA公認大会規則を前提として設定されている。参加選手はその双方を良く理解した上で大会に参加すること

1.1 参加資格

- ・ 参加者は有効なJPAパラグライダーパイロット会員証または、有効なJHFフライヤー会員登録証が有効であること
- ・ JPAパラグライダーパイロット技能証または、JHFパラグライダーパイロット技能証を取得しているもの

1.2 使用グライダー

カテゴリーは問わない。テイクオフとランディングの距離を考慮した上で選考する。

参加申し込み時に以下の項目を明記すること。

- ・ グライダー名
- ・ グライダーメーカー名
- ・ カラー
- ・ カテゴリー
- ・ 飛行誓約書
- ・ グライダー使用誓約書

1.3 装備

参加選手は安全なヘルメット、JPA公認リガーによるリパックを受けたレスキューパラシュートを装備しなければならない。また、有効期日の表記がされた、タグを付けていること。メーカーの認めたハーネスからの脱落防止システムが装備されたハーネスを大会期間中装備しなければならない。

1.4 保険

- ・ 各自の責任で傷害保険に加入しておくこと
- ・ 参加者は有効なJPAパラグライダーパイロット会員証または、有効なJHFフライヤー会員証が有効であること

1.5 エントリー方法

- ・ JPA競技委員会のホームページWEB上受付登録画面から必要事項を記入し、申し込みをする。登録受理された時点以降の大会からポイント有効となる。
- ・ 選手はWEB上のフライト誓約書、グライダー使用誓約書をプリントアウトし、記入署名した後、シリーズ初戦大会受付にて大会主催者に提出する。
- ・ グライダー変更の場合は該当大会で主催者に提出する。年度初めに提出すれば、

グライダー変更がない限り提出する必要は無い。

- ・ ナショナルリーグ（JNL） オープンリーグ（JOL）登録選手であっても、アキュラシーランディング（JAL）に出場の際には同書類を提出のこと。

2. 大会開催規定

2.1 大会開催の申請

大会開催の申請には、所定の申請用紙、ローカルルール、エリア地図(2万5千分の1でテイクオフとランディングが記入されているもの)を、大会エントリー締め切り2ヶ月前までに JPA 事務局にファイル(Word, Excel, Access or PDF)提出すること。

2.2 大会期間

大会期間は連続した日とする。

2.3 ローカルルール

ローカルルールは JPA 競技委員会の承認を得る必要がある。ローカルルールは参加選手に事前に広報される

2.4 役員構成

主催者は以下の役員を置かなければならない

- ・ 大会実行委員長
- ・ 競技委員長（ランディング審判）と副審判
- ・ テイクオフディレクター
- ・ 計測責任者とそのスタッフ
- ・ 記録責任者とそのスタッフ

3. 施設に関する規定

3.1 テイクオフ

- ・ テイクオフエリアはキャノピーの開傘を確認してからテイクオフ出来る程度に十分広いこと。
- ・ テイクオフエリアは特別なテクニックを必要とせずテイクオフ出来る様に整備されていること。
- ・ 1本以上の吹き流しを設置すること
- ・ テイクオフエリアに風速計を設置すること。

3.2 ランディング

- ・ ランディングエリアは最小でも直径50mの円がかかる、ほぼ平面であること。
- ・ ランディングエリアは危険となるような穴、切り株、立木等の障害物がないこと。
- ・ 最低1本以上の吹き流しを設置すること
- ・ ランディングの吹き流しはターゲットから50m以内に設置すること
- ・ ターゲットは審判がランディング地点を判別できるような地形であること

- ・ フライト場 所の使用許可を得ていること。
- ・ フライトコース内の諸行政（役所、警察、消防署等）に対して、当該大会の告知をしておくこと。
- ・ 緊急医療設備の把握、連絡体制を整えること。

4 . 大会競技規定

4 . 1 チーム編成

- ・ チームは3名を一組として編成する団体戦を行う。
- ・ チームに所属していても個人ポイントも加算される。

4 . 2 有効フライト

- ・ 競技が有効になるには、全員が1本のフライトが完了した時点で有効となる。
- ・ ラウンドが途中で中止になった場合は、中止になったところから再開する。

4 . 3 フライトの順

- ・ 選手は受付時点でクジを引きその日のフライト順を決定する。

4 . 4 ゼッケン

- ・ ゼッケン番号は基本的に黒を用い、一文字縦 60cm 横 30cm のデジタル文字とする。
- ・ ゼッケンは機体下面の中央、前方に進行方向を上部とし、わかりやすく貼られること。
- ・ 大会競技委員長はゼッケンに関する色その他の変更事項に許可を与えることができる。
- ・ 701番からの番号を当該年度の固定エントリー番号とする。
- ・ JNLおよびJOL登録者はその番号を当該年度の固定エントリー番号とする。

4 . 5 審判の信号

- ・ ターゲットエリアにいる審判は安全上の理由で赤のフラッグを振って選手をターゲット上空から離れさせることが出来る。

4 . 6 ウィンドダミー

- ・ 競技開始前に少なくとも1名のウィンドダミーがフライトを行う。
- ・ 競技中断から1時間以上経過した場合、再開時には改めてウィンドダミーがフライトを行う。

4 . 7 テイクオフ

- ・ クジで決まった順番で速やかにテイクオフを行わなければならない。
- ・ 順番を守らなかったり、その場にはいない場合にはペナルティーが与えられる。
- ・ テイクオフの順番はエリア環境や選手レベルによって変更される場合がある。

4.8 選手間の距離

- ・ 選手同士は、お互いに安全な距離、高度を持って飛行しなければならない。
- ・ 航空法に基づいてフライトを行うこと
- ・ ターゲット上空での追い越し行為は危険行為としてペナルティーが与えられる。

4.9 ファイナルアプローチ

選手がターゲットエリアに接近し、ターゲットに向かってターンをした時点でファイナルアプローチと見なされる。それ以後の大きな方向転換は認められない。

4.10 リ・スタート

選手はフライト後、審判から記録した得点に対する同意のサインをすることになっているが、不服の場合は、その時点でコンプレインを行う。リスタートが認められるのは以下の項目に限られる。

- ・ 選手がランディングポイントに着地する30秒間に風速が規定を超えた場合には、自動的にリ・スタートが認められるが、選手はリ・スタートあるいはすでに終了したフライトのスコアをとるか即座に選択しなければならない。
- ・ ターゲットが選手の最終アプローチ中に人為的に視界を妨げられた。
- ・ 審判員の間で接地ポイントに食い違いが出た。
- ・ 選手が他の選手を避けるため等の安全の理由で飛行コースを変えざるを得なくなり、ターゲットにランディングできなかった。
- ・ 選手がアプローチ中に明らかに選手の集中力を妨げるような外部からの障害があった。
- ・ 装備の不具合が理由で選手がターゲットランディングを試みなかった場合は、審判の判断でリ・スタートが許可される場合がある。

4.11 競技の中止

テイクオフやランディングの地表上の風速が上がり、安全にテイクオフ、ランディングが出来ないと各ディレクターが判断した場合には、風速が落ちるまで中止される。また、ターゲットへのアプローチに際して濃霧等で視界が著しく妨げられる場合は、視界が回復するまで中止となる。

4.12 スコアリング

得点は3cmのターゲットセンターポイントから選手が最初に接地した地点までをcm単位で計測する。審判は最低250cmの巻き尺等で計測する。

ターゲットセンターポイント	0ポイント
ターゲットセンターから3cm~2.5m	センターから1cmにつき1ポイントの追加
MAX250ポイント	
ターゲットセンターから2.51m~	一律250ポイント

ベスト4ラウンドの得点を合計して、一番点数の少ない選手が優勝者となる。

- ・ 着地は両足のみとする。足以外が接地した場合や転倒した場合には最大ポイントが加えられる。それは、両足以外の手やハーネスの一部がキャノピーが地面に接する前に触れることを意味する。
- ・ 選手が両足同時に接地し審判が判断できない場合には、地面に残った足跡からセンターポイントから一番遠い箇所で計測する。

4.12.1 個人ポイント

5本以上のフライトが行えた場合は、ベスト4ラウンドの得点を加算する。その場合は一番得点の高かった点数が切り捨てられる。

4.12.2 チームポイント

チーム3名の得点を加算して行う。この場合も個人ポイント同様にベスト4ラウンドの得点を加算する。その場合は一番得点の高かった点数が切り捨てられる。

4.12.3 同得点の場合

最終ラウンドが終了した時点で上位3名あるいは上位3チームで同点が出た場合。時間が許せばチームから代表者が出てタイブレークラウンドが行われる。それでも同点だった場合は順位が決定されるまで繰り返して行われる。時間切れで行えない場合には次のルールで決定する。

- ・ 5本以上のフライトが行えた場合は、ディスカードしたラウンドの得点を加算して計算する。
- ・ 得点の悪いフライトから1本ずつディスカードして計算する。

4.13 結果の掲示

ラウンド終了後早急に公式掲示板に成績を仮発表する。主催者の決定した時間の経過を待って公式記録となる。

4.14 不服申立て(コンプレイン)

コンプレインは訂正してもらうことが目的であり、抗議(プロテスト)を行うものではない。競技中何かに不満を持った場合、先ず担当役員にその処置につき援助を依頼する。その処置に不満がある場合、選手は競技委員長又はその指定する役員にコンプレインを行うことができる。このコンプレインは不満があった場合直ちに行い、迅速に処理しなければならない。

4.15 ペナルティーおよび失格

競技委員長は選手が競技規則に違反した場合、違反者にペナルティーを課すことができる。

ペナルティーの程度

a) 重大な違反にはそのラウンドに250ポイントが科せられる。

b) スポーツ精神に反する行為には、大会失格となる。

ペナルティーは、当該ペナルティーが科せられた日の結果表に記載される。

4.16 抗議(プロテスト)

- ・ 4.14 4.15 に関する処置に対して抗議がある場合は、競技開始前に行わなくてはならない。
- ・ 抗議は、指定された時間内に書面で大会競技委員長に提出しなければならない
- ・ 供託金がある場合は、抗議が認められた場合は返却し、認められなかった場合は没収される。